

避難所運営委員会の業務

- | | | | |
|---|----------|-------|---|
| 1 | 定例会議の開催 | | 2 |
| 2 | 運営体制の見直し | | 3 |

プライバシーの保護

業務で知りえた個人情報、避難所運営のためだけに利用し、本人の同意を得た場合を除き、避難所閉鎖後も含め、絶対に口外しないこと。

避難所運営委員会の業務 1	実施 時期	展開期～
定例会議の開催		
避難所内の状況を把握し、相互の意見交換を行いながら、避難所の運営に必要なことを決めるため、毎日、定例会議を開催する。 (朝夕 1 日 2 回程度) 会議の結果から、各運営班からの要望や連絡事項など、市町村災害対策本部への報告する内容をまとめる。 ＜定例会議の主な内容＞ 組長や各運営班から情報の収集・共有 避難所利用者からの要望、苦情、意見の共有、対応方針の決定 避難所利用者のうち、とくに配慮する必要のある人に関する情報の共有、対応方針の決定 トイレや共有スペースの掃除など、各組が交替で行う業務の内容や当番順の決定 避難所内の規則や運営方針など避難所の運営に必要な事項を協議・決定 市町村災害対策本部からの情報の共有、要請内容などの調整・決定 他関係機関の支援活動情報の共有 災害が発生した場合の対応		

避難所運営委員会の業務 2	実施 時期	安定期～
運営体制の見直し		
避難所利用者の数や避難所内の配置状況を把握し、避難所利用者でつくる組や避難所運営委員会、各運営班などの運営体制を見直し、再構築する。 必要に応じて、市町村災害対策本部に職員等の派遣を要請するほか、自宅などにもどった被災者（地域（自治会、町内会など）の役員や自主防災組織の長など）にも、引き続き避難所の運営に協力してもらうよう依頼する。 避難所利用者の数やライフラインの復旧状況、避難所となった施設の本来業務の再開状況などから、避難所の集約・閉鎖時期などについて、行政担当者を通じて市町村災害対策本部と協議する。		